

和歌山縣報 號外

大正八年四月二十六日

○ 告 示

○和歌山縣告示第一四五號

皇太子裕仁親王殿下ノ成年式ハ御都合ニ依リ曩ニ勅定ノ期日ニ行ハセラルサルニ付當日本縣ニ於ケル拜賀式ヲ行ハス

大正八年四月廿六日

和歌山縣知事 池松時和

○和歌山縣報號外

大正八年四月二十六日

二

大正八年四月二十六日印刷
大正八年四月二十六日發行
和歌山縣知事官房

和歌山縣知事官房

印刷人
和歌山市四番丁壹番地
和歌山市四番丁壹番地

れ